

附置義務対象建築物

特定用途の延床面積＋（非特定用途の延床面積×1/2）が1,500㎡を超える建築物が対象となります。

計算例

特定用途 800㎡と非特定用途 500㎡の場合

- ・ 計 算 $800\text{㎡} + (500\text{㎡} \times 1/2) = 1,050\text{㎡}$
- ・ 判 定 附置義務の対象外

特定用途とは

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、飲食店、カフェ、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場

非特定用途とは

特定用途以外の用途で、住宅、学校、図書館、寄宿舍、寺院など